

『市民参画と協働の推進に関する条例』の制定に向けた提言

平成19年 11月

(仮称)市民参画条例策定委員会

はじめに

西宮市においては、これまで、市長が直接市民の意見を聴く「まちかどトーク」、市民と市が協働してまちづくりを考える「まちかどワーク」、市が立案した計画等に対して市民に意見を募集する「意見提出手続（パブリックコメント手続）」の実施など、さまざまな市民参画手法を市政に取り入れてきましたが、これらは参画と協働のひとつの手法でしかなく、また、市役所の各部署によってその取扱いが十分には浸透されておらず、市全体で市民参画と協働に取り組むためにはまだまだ不十分と思われます。

さらに、社会の成熟化、少子高齢社会の到来、市民意識の高まり、地方分権の動きといった社会変化などを受け、西宮市においても、市民参画と協働を推進していくことが求められています。

市民参画と協働に関する条例を制定し、市民と市が共に手を携えてまちづくりを進めていくための基本的な仕組みやルールをしっかりと定める必要があると考えます。

条例制定の背景

（１） 社会の成熟化

社会・経済が成熟するにつれて、人々の価値観は多様化・複雑化し、量的な拡大よりも質的な充足を求めるようになってきました。そのため、公平性が求められ、画一的な取扱いを重視する行政主導のサービス提供では、適切に対応できなくなっています。

（２） 市民意識の高まり

阪神・淡路大震災以降、ボランティア団体やNPO団体などの市民団体が多く設立され、公共的な分野で活躍しています。また、地域のつながりが希薄化してきていると言われる一方で、「地域の課題は地域で解決していこう」という地域コミュニティでの活動が活発になってきています。市民、事業者、NPO、市等が、パートナーとしてお互いに知恵を出し合い、それぞれが役割分担して、一体となってまちづくりを進めることが求められています。

（３） 地方分権化

平成 12 年の地方分権一括法の施行を機に、分権社会への移行が進んでいます。「地方のことは地方で」、「地域のことは地域で」課題を解決することが求められています。

西宮市では、「（仮称）市民参画条例策定委員会」を組織し、市民が主体となって市民参画と協働に関する条例に定めるべき内容を検討することにしました。

「（仮称）市民参画条例策定委員会」の委員 33 名（現在 28 名）は全員が市からの公募に応募したメンバーで、市民が積極的に市政に参画と協働していくことによって、より良いまちを実現していくことができるという思いを持って集まりました。

策定委員会は平成 18 年 6 月から活動をはじめ、年齢も住んでいる地域も活動内容なども多様で幅広いメンバーが集まりました。そのため、策定委員会の立ち上げ当初は、メンバーのなかでも、「市民参画と協働の推進に関する条例」への想いや考え方について違いがありましたが、市民参画と協働に関する他市の条例の学習や、西宮市における市民参画と協働の取り組みに関するヒアリング等からはじめて、「市民参画と協働の推進に関する条例」に盛り込むべき内容の検討に取り組み、

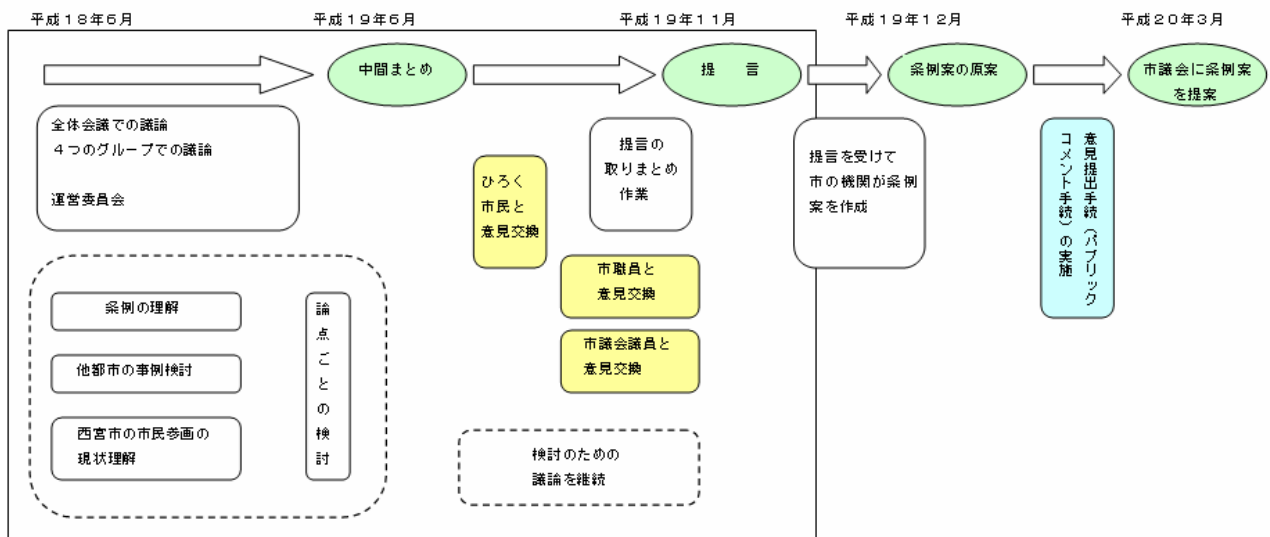
これまで、16回の全体会議、14回の各グループ会議、16回の運営委員会を開いて議論を重ねてきました。

平成19年6月には、これまでの議論を「中間まとめ」として公表し、7月から10月にかけて、市民のみなさんとの意見交換や、市職員との意見交換、市議会議員との意見交換を実施し、たくさんの方からご意見をいただきました。

そして、みなさんからいただいたご意見等を考慮しながら、議論を進め、このたび、「『市民参画と協働の推進に関する条例』の制定に向けた提言」をとりまとめました。

私たち策定委員会は、この提言に基づいて、市が「市民参画と協働の推進に関する条例」を制定し、市民参画と協働のための仕組みを整備し、より一層の市民参画と協働を推進していくことを希望します。

<策定委員会の活動>



平成19年11月吉日
 (仮称)市民参画条例策定委員会

目 次

1 . 「市民参画と協働の推進に関する条例」について	P . 4
1 . 1 条例を制定する意義	
1 . 2 条例の名称	
1 . 3 条例の構成	
2 . 市民参画と協働の基本原則について	P . 6
3 . 市民の役割、市の役割等	P . 6
3 . 1 市民とは	
3 . 2 市民の役割	
3 . 3 市の役割	
4 . 市民参画手続	P . 7
4 . 1 市民参画手続の対象	
4 . 2 市民参画手続の手法	
4 . 3 市民参画手続の実施時期	
4 . 4 市民参画手法の選択	
4 . 5 市民参画手続の原則	
4 . 6 市民参画手続の評価	
4 . 7 意見提出手続（パブリックコメント手続）	
4 . 8 審議会等の構成や運営	
5 . 市民政策提案手続	P . 17
5 . 1 市民政策提案手続	
5 . 2 市の機関が市民から政策提案を公募する制度	
6 . 住民投票	P . 23
7 . 市民参画と協働を積極的に推進していくための仕組み	P . 24
7 . 1 市民参画協働推進評価委員会	
7 . 2 推進計画等	
8 . 協働推進のための基盤づくり	P . 25
8 . 1 市民協働事業提案制度	
8 . 2 協働のための環境整備	
9 . コミュニティ活動の推進	P . 28
10 . その他	P . 29

<資料>

- 資料1 . 西宮市市民意見提出手続（パブリックコメント手続）実施要綱
- 資料2 . 西宮市審議会設置・運営基準
- 資料3 .（仮称）市民参画条例策定委員会の活動記録
- 資料4 .（仮称）市民参画条例策定委員名簿
- 資料5 .（仮称）市民参画条例策定委員会アドバイザー名簿

1. 「市民参画と協働の推進に関する条例」について

1.1 条例を制定する意義

市民参画と協働を市民の身近なものにするため、「市民発・市民着」をスローガンにわかりやすいルールや利用しやすい仕組み、更には評価の仕組みを定める必要があります。

この条例を制定することにより、市民の力を活かして「誰もが住みたい、住み続けたいまち 西宮」の実現をより一層推進していくべきであると考えます。

1.2 条例の名称

条例の名称として、「市民参画と協働の推進に関する条例」を提案します。

1.3 条例の構成

「市民参画と協働の推進に関する条例」には、次のような市民参画と協働のためのルールと仕組みを定めるべきです。

(1) 市民参画と協働の基本原則等（ 提言 2 ～ 3 ）

市民参画と協働の基本原則と市民や市の役割等を定めます。

(2) 市民参画の仕組み（ 提言 4 ～ 6 ）

1) 「市民参画」とは、「市民が主体となってまちづくりを推進するために、市民が、市の政策などの立案、実施、評価に自主的かつ積極的に参画し、意見が反映されること」をいいます。

2) そのために、次のような3つの仕組みを条例で定めます。

市民参画手続

市の機関が発案者となる政策等に対して市民が意見を述べるための仕組み（ 提言 4 ）

市民政策提案手続

市民が自ら政策等の発案者となって市の機関に提案できる仕組み（ 提言 5 ）

住民投票（ 提言 6 ）

(3) 市民と市の協働を推進するための基盤づくり（ 提言 8 ）

1) 「協働」には、「市民と市の協働」と、市民や事業者などが一緒になって行う「市民同士の協働」があります。

「市民と市の協働」とは、「まちづくりを推進するために、市民と市がそれぞれ果たすべき役割を自覚し、対等な立場で、信頼関係を構築しつつ相互に補完しながらともに活動すること」をいいます。

「市民同士の協働」についても、市民が自主的に行う市民活動が活発になるよう、市の機関がそのための基盤を整備するなど、さまざまな支援を行うことが望まれます。

2) 提言では、市民と市あるいは市民同士の協働を進めていくための基盤づくりに関する仕組み（市の機関の体制整備、拠点の整備、人材の育成、市民協働事業提案制度）などを提案しています。

(4) コミュニティ活動の推進 (提言9)

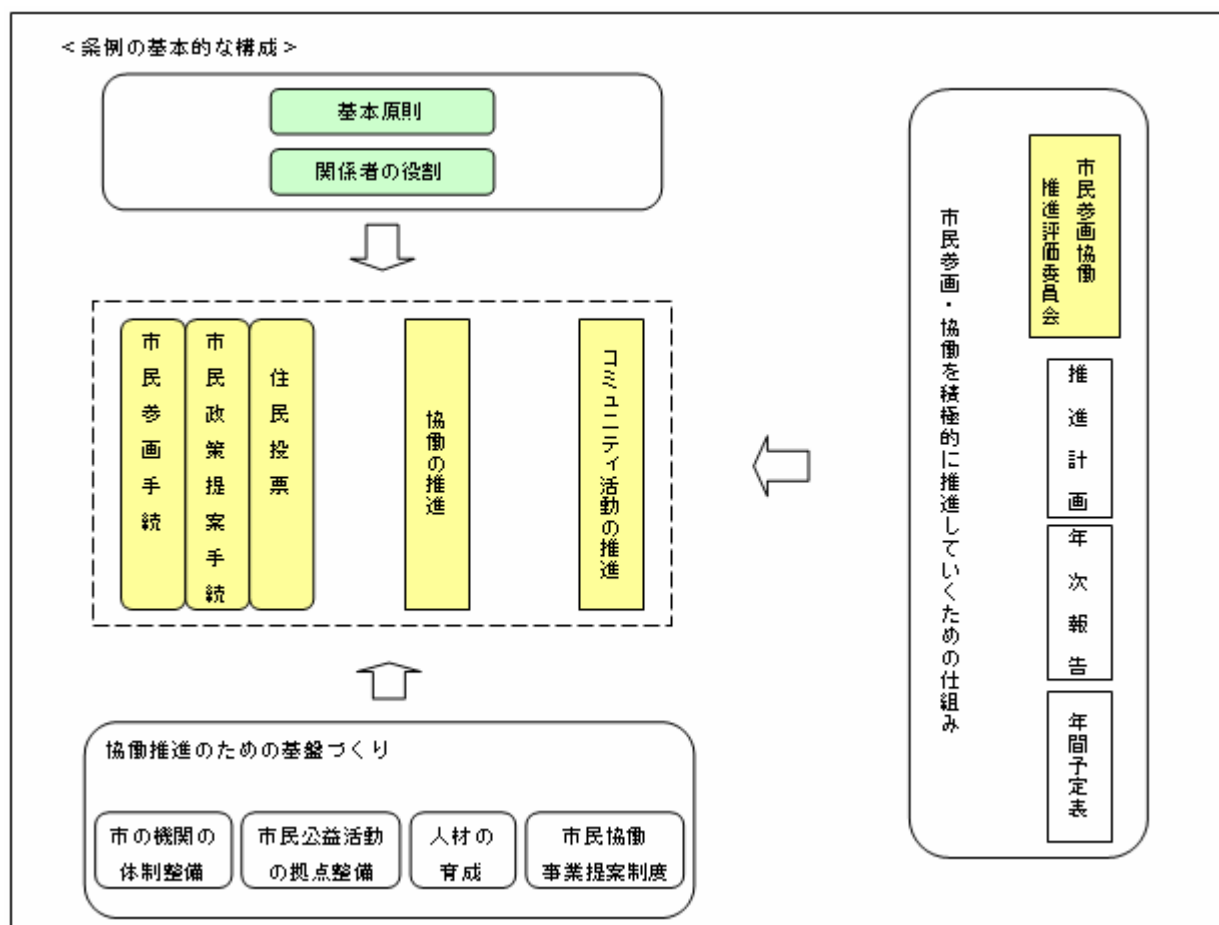
1) 「コミュニティ活動」とは、「快適な地域社会を実現するために、市民が、自らの役割を自覚して、地域の課題を共有して主体的に解決に向かって行動すること」をいいます。

市民が主役のまちづくりを進めていくためには、身近な地域コミュニティに参画し、「地域のなかの協働」を展開していくことが不可欠です。

2) 提言では、そのために「ラウンドテーブル」の整備等を提案しています。

(5) 市民参画と協働を推進していくための仕組み (提言7)

条例が有効に活用され、条例に基づいて市民参画と協働を推進していくための仕組みを定めます。



2．市民参画と協働の基本原則について

次のような基本原則に立脚すべきです。

市民参画と協働を推進していくための条例ですから、まず、市民が平等に市政へ参画する権利を持つということをしっかりと定めるべきです。さらに、協働によるまちづくりを行うにあたり、市民と市が互いの立場や特性を理解するとともに役割分担しながら、対等で友好的な信頼関係に基づいて進められなければなりません。

また、市民が市政へ参画していく、あるいは協働していくためには、市民と市がそれぞれの持っている情報を共有していくことが大切です。

3．市民の役割、市の役割等

3．1 市民とは

- (1) まちづくりにできるだけ多くの人々に関わっていただくため、西宮市を良くしたいと思っている人や団体であれば、市内に居住している人に限らず、広く市民と捉えます。
- (2) ただし、個々の市民参画手続等については手続に応じて参画できる人の範囲を定めます。

3．2 市民の役割

市民は、市民参画と協働によるまちづくりに自主的かつ積極的に関わっていくよう努めるものとします。市民参画や協働にあたっては、市民は、個人的な利益の実現ではなく、市民全体の利益を考慮し、自らの意見と行動に責任を持つべきです。

3．3 市の役割

- (1) 市は、市民の市政への参画の機会を確保し、市民の声を市政に反映すべきです。
- (2) 市は、市民が参画と協働によるまちづくりを行うために、必要な環境を整備するものとします。

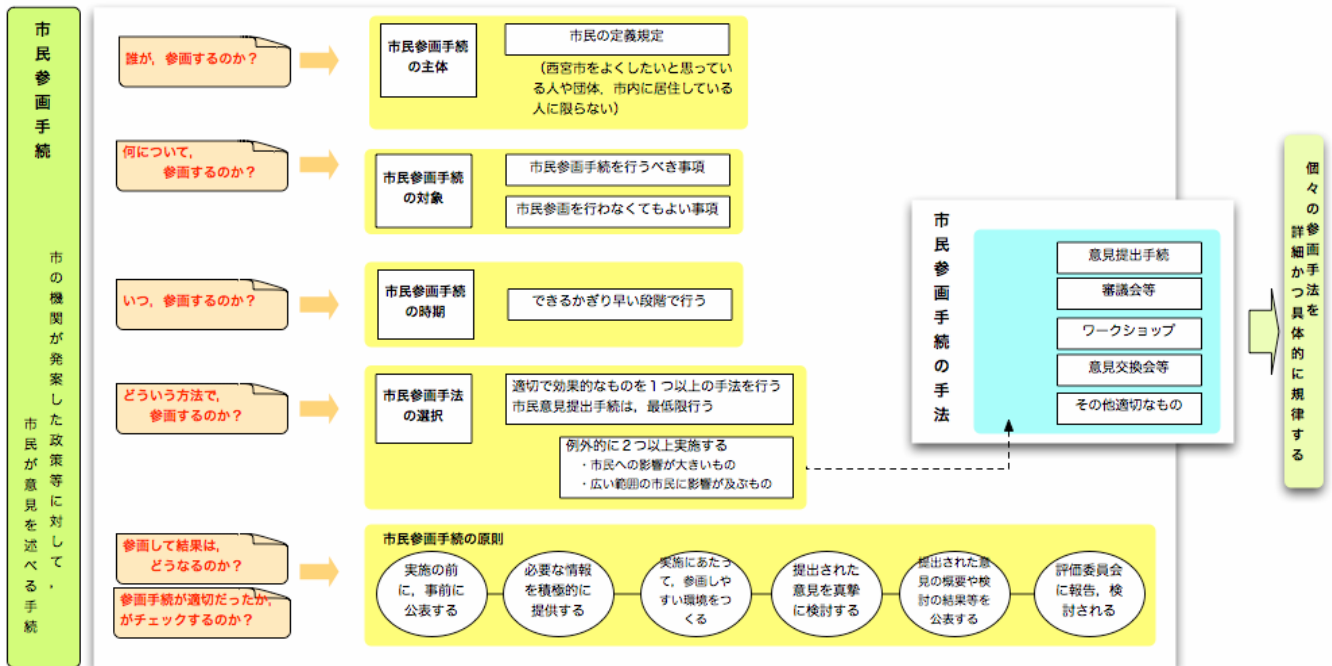
〔解説〕

この提言では、「市」という言葉を地方公共団体としての西宮市のことを指すものとして使っています。

4 . 市民参画手続

市民が市の機関の行う政策等の立案、実施、評価の過程に自主的かつ積極的に参画し、意見を反映することができるよう、「市民参画手続」(市の機関が発案した政策等に対して、市民が意見を述べるための仕組み)を整備することが必要です。

市民参画手続の構造



4.1 市民参画手続の対象

市民参画手続を実施すべき対象となる政策等について定めます。

【基本的な考え方】

市民の暮らしや生活に大きな影響をもたらす市の機関の活動については、基本的に市民参画手続の対象とすべきです。

- (1) 次に掲げる政策等については、市民参画手続を実施すべきです。
 - 市の基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更
 - (ア) 市政に関する基本方針を定める条例の制定、改廃
 - (イ) 市民に義務を課し、市民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改廃
 - 市が実施する大規模な施設の設置や公共事業に係る計画等の策定又は変更
 - 市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃

- (2) 次に掲げる政策等については、「必ずしも市民参画手続を実施しなくてもよい」とすべきです。
 - 軽微なもの
 - 緊急に行われなければならないもの（例えば、災害等の場合など）
 - 法令・条例の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの
 - 市の機関内部の事務処理に関するもの
 - 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

【説明】

- (1) 「必ずしも市民参画手続を実施しなくてもよい」と適用が除外されているからといって、市民参画手続を実施することが許されないというわけではありません。むしろ、市の機関において、可能な場合は、必要に応じて、積極的に市民参画手続を実施することが望まれます。
- (2) 策定委員会では、市の機関において実際に行われている政策等を具体的かつ詳細に検証することができませんでした。そのため、市民参画手続の対象とその適用除外については、より具体的な判断基準を市の機関において検討してください。
- (3) 市税に関することや市の機関が行う金銭の徴収（保険料や施設の使用料など(2)）を義務的な市民参画手続の対象とするかどうかについては、策定委員会のなかでも、「意見交換会での市民の意見」でも意見がわかれませんでした。対象とすべきでない（値上げ等には反対の意見しか出てこない）、対象としてもよい（市民の良識を信頼すべきだ）という意見です。

提言では、義務的に市民参画手続を実施しなければならない対象には含めないことにしました。しかし、市職員からの意見では、公募委員も入った審議会等で検討したり、市民説明会を実施しているもの等があるとのことですから、できるかぎり市民参画手続が実施されるよう努められることを求めます。

4.2 市民参画手続の手法

市民参画手続として実施すべき参画手法を掲げます。

- (1) 実施すべき「市民参画手続」は、次の手法とします。
- 意見提出手続（パブリックコメント手続）
 - 審議会等
 - ワークショップ
 - 意見交換会（市民説明会、公聴会、フォーラム並びにシンポジウム等）
 - その他適切なもの
- (2) 策定委員会は、政策立案のできるかぎり早い段階で、市民の参画が行われるべきであり、そのためには、ワークショップや意見交換会が積極的に活用されるべきだと考えています。したがって、と を実施すべき参画手法の一つとして挙げておくこととしました。
- (3) 現在、さまざまに新しい参画手法が開発され実施されてきています。そのため、～ 以外の手法であっても、「より適切な手法」であると認められるのであれば、新しく開発された手法等を積極的に用いていくべきだと考えます。このような趣旨で、「 その他適切なもの」もあえて挙げておくこととしました。

市民参画手続の手法

① 意見提出手続（パブリックコメント手続）

市の機関が政策や計画を策定・改定する場合に、原案を示して市民から意見を募り、それを参考にして意思決定を行う手法です。

② 審議会等

公募委員の導入や透明性を高めるための議事録の公開など、審議会等の審議に市民の意見を広く反映させます。

③ ワークショップ

市民同士や市民と市など比較的少人数で自由に議論して政策等の方針をつくりあげていく手法です。

④ 意見交換会等

市民説明会、公聴会、フォーラム、シンポジウムなど、市民同士や市民と市などが対話を通じて意見の交換を行う手法です。

⑤ その他適切なもの

上記以外でも、より適切な参画手法や新しい参画手法などを積極的に取り入れることにします。

4.3 市民参画手続の実施時期

市民参画の対象となる政策等に応じて、市民参画手続を行う時期に関する原則を定めます。

市民の意見が政策の内容に反映できるよう、「市の機関が意思決定を行う前のできるかぎり早い段階で」市民参画手続が実施されるべきです。

「政策等の立案にあたって、できるかぎり早い段階から行うべき」との市民参画手続を実施する時期に関する原則が条例にしっかりと明記されるべきです。

4.4 市民参画手法の選択

市民参画の対象となる政策等に応じて、市民参画手法の選択に関する原則を定めます。

- (1) 市民参画手続の手法にはいろいろなものがあり、それぞれメリットとデメリットがあります。対象となる政策等の内容や実施される時期に応じて、最適な参画手法を選択すべきです。

実施すべき参画手法の選択については、市の機関の裁量を広く認めざるをえません。適切で効果的な方法を市の機関の責任で選択すべきだと考えます。

- (2) しかし、できるかぎり早い段階から市民参画手続が行われるべきだとすれば、(i)政策等の案が検討される初期の段階と(ii)具体的な案が作成された段階と、それぞれの段階において、最適な市民参画手続がとられることが望まれます。

- (3) また、少なくとも、具体的な案が作成された最終段階において、案を公表し、市民から意見提出を求め、提出された意見と市の機関の考え方を公表する手続、つまり、意見提出手続(パブリックコメント手続)が実施されることは、最低限の要請だといえます。

- (4) したがって、手法の選択に関して、次のような原則を定めます。

市の機関は、適切な時期に、(4.2)に掲げる手法のうちから、適切かつ効果的なものを選び、1つ以上の参画手法を行う。

その際、意見提出手続(パブリックコメント手続)は、必ず行う。

特に市民への影響が大きい政策等や、広い範囲の市民に影響が及ぶ政策等にあっては、2つ以上の参画手法が実施されるべきです。

その際、そのうちの1つとして、意見提出手続(パブリックコメント手続)は必ず行う。

〔解 説〕

- (1) 意見提出手続（パブリックコメント手続）は、最低限実施されるべきです。その趣旨は、参画の時期や手法の選択を市の機関に委ねざるをえないとしても、少なくとも「立案の最終的な段階での市民参画手続の実施」は確保されるべきだからです。

意見提出手続（パブリックコメント手続）は、(4.7)で詳しく説明しますが、(ア)具体的な案が作成された最終段階において、(イ)市民に政策等の案に関する情報を提供し、(ウ)広く市民から情報を収集し、(エ)市民意見と市の考え方を公表して説明責任を果たす手続です。したがって、意見提出手続(パブリックコメント手続)は、そもそも最低限実施されるべき市民参画手続です。もし「それ以外に適切な方法」があるのであれば、意見提出手続(パブリックコメント手続)に加えて、その市民参画手法も実施すべきです。「1つ以上の参画手法」を行うとは、「1つだけ行えばいい」という安易な態度を認めるものではありません。

なお、市職員との意見交換において、「金銭等の徴収に関する事案には、パブリックコメントや市民政策提案は不適切」だとの意見がありましたが、公募委員の入った審議会等での検討や市民説明会の実施等が行われているのであれば、意見提出手続（パブリックコメント手続）が実施できない理由はありません。もし反対意見が多数出されて対応できないということであれば、「市の機関が責任を持って決定する」責任を果たしていないことだといわざるをえません。

- (2) 「特に市民への影響が大きい政策等や、広い範囲の市民に影響が及ぶ政策等」については、2つ以上の参画手法を実施することとします。

しかし、2つの参画手法を実施すれば足りるという趣旨ではありません。その趣旨は、このような政策等については、(i)案が検討されている初期の段階と、(ii)具体的な案が作成された段階の2つの段階でそれぞれの市民参画手続が行われるべきだということです。

- (3) 「必ずしも市民参画手続を実施しなくてもよいもの」(4.1.(2))については、市民参画手続を実施するかどうか、実施するとしてもどのような参画手法をとるかは、すべて市の機関の裁量に委ねられます。

4.5 市民参画手続の原則

市民が提出した意見の取扱いや、参画しやすい環境づくりなど、市民参画手続の実施にあたっての原則を定めます。

【基本的な考え方】

(1) 市民参画手続実施の公表

市の機関は、参画の対象となる政策等、実施する参画手法、日時、場所等について、あらかじめ公表します。また、市民が参画するために必要な情報を積極的に提供します。

(2) 提出された意見の取扱い

市の機関には、市民参画手続によって提出された意見を真摯に検討することを義務づけます。

(3) 結果の公表

市の機関は、どのような市民参画手続の方法をとったときも、市民から提出された意見の概要と検討した結果等を公表します。

(4) 参画しやすい環境の整備

市の機関は、市民参画手続を行うにあたっては、開催日時、場所等に配慮し、市民が参画しやすいものとなるように努めます。

(5) 市民参画手続を実施しなかった場合の対応

市の機関は、市民参画の対象となっている事案で、市民参画手続を行わなかった場合には、その理由を公表することとします。

【説明】

(1) 市民参画手続を実施するにあたっては、高齢者、障害を持つ人、子育て中の人、昼間働いている人など参画しようという意欲があっても参画することが難しい状況にある人に十分な配慮をした手続や方法等がとられるべきです。(例えば、開催する曜日や時間帯、託児サービス、手話通訳など)

(2) 市職員との意見交換において、「パブリックコメント以外の手法の場合は、意見の概要と検討した結果等を公表する必要は必ずしもあるわけではないし、事実上不可能な場合もあります」との意見がありました。

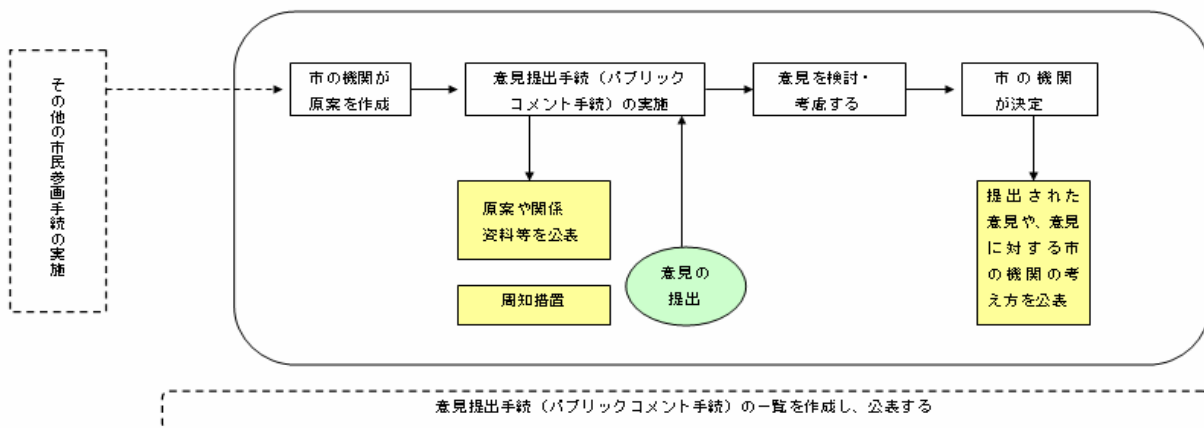
確かに、一部の市民参画手法では、意見提出手続(パブリックコメント手続)と同じ形で公表することは難しいかもしれません。しかし、ワークショップや意見交換会であっても、開催記録等のしっかりとした記録は作成するはずですし、作成されなければなりません。市民参画手続は、市の機関が、市民の意見を聴き市民の意見を踏まえて政策等の検討をすすめていくために行うものですから、そこでどのような意見が出されたか、それについて市の機関としてどのように考えているかといったことが整理・記録されることは当然ですし、公表することは難しいことではないはずです。

4.6 市民参画手続の評価

市の機関が採用した市民参画手続の手法等が適切であったかどうか（より効果的な手法等がなかったか、2段階の市民参画が行われたかなど）は、事後的に、モニタリングを行う第三者機関（「7. 市民参画と協働を積極的に推進していくための仕組み」を参照）において審議、検討、評価されるべきです。

4.7 意見提出手続（パブリックコメント手続）

意見提出手続（パブリックコメント手続）とは、政策等の策定や改定に際して、市の機関が示した原案に対して市民が意見を提出することができる手法です。市の機関は市民から提出された意見を参考にして意思決定を行います。



【基本的な考え方】

(1) 意見提出手続（パブリックコメント手続）は、西宮市ではすでに要綱（資料.1「西宮市市民意見提出手続（パブリックコメント手続）実施要綱」を参照）に基づいて実施されています。

策定委員会としては、現行の手続を大きく変更する必要はないと考えます。

(2) しかし、意見提出手続（パブリックコメント手続）は、市民参画手続において最低限実施されるべき参画手法ですので、その基本的な事項は、「市民参画と協働の推進に関する条例」で定められるべきです。

(3) 意見提出手続（パブリックコメント手続）において意見を提出することができる者の範囲は、できるだけ広く意見が出るように、限定しないこととすべきです。

(4) 意見提出手続（パブリックコメント手続）は、具体的な案が策定された最終段階において行われるのが通例です。そのため、(ア)市民が意見を提出しても、案が固まっていることもあって、なかなか案の修正につながらないのではないかと、(イ)形式的に意見提出手続（パブリックコメント手続）を行うだけになりはしないかという危惧も、策定委員会のなかでは表明されています。

市民から提出された意見を十分に考慮して決定を行うことはもちろんですが、意見提出手続（パブリックコメント手続）さえ実施すればいいのだという安易な発想に墮することなく、意見提出手続（パブリックコメント手続）に加えて、より早い段階から他の参画手法を積極的に実施すべきことを、強く市の機関に要請します。

【説 明】

- (1) 市職員等の意見交換において、「あまりにも細かい点まで条例で定めることは不適當だと思います」との意見がありました。どうして不適當なのか、この意見だけではよくわかりませんが、提言も、手続の細部を規則等に委任することまで否定するわけではありません。

しかし、意見提出手続(パブリックコメント手続)の対象(4.1(1))、意見提出手続(パブリックコメント手続)を実施する義務等は、前述のように、条例で定められるべきです。

案及び資料の公表、意見募集(提出期間、提出方法等)、提出意見の取扱い、結果の公表(公表の方法、公表までの期間等)といった手続の基本的事項は、市の機関に義務づけるものですから、条例で明記すべきです。

- (2) 市民参画手続の対象は、市の基本政策・重要政策など市民に対する影響の程度や態様を基準としています(4.1(1)を参照)。

他方、2005年に国の行政手続法が改正され、国の行政機関では、法律に基づく命令・規則、審査基準、処分基準、行政指導指針については、「意見公募手続」を行うことが義務づけられることとなりました(行政手続法第6章)。行政手続法第46条は、行政手続法の趣旨に則って必要な措置を講ずるよう努めることを求めており、西宮市においても、市の機関の規則、審査基準、処分基準、行政指導指針については条例で意見提出手続(パブリックコメント手続)を行うことを義務づけるべきです。

4.8 審議会等の構成や運営

【基本的な考え方】

(1) 審議会とは、法律・条例に基づいて設置され、市の諮問、審議、調査等を行う合議制の機関です（地方自治法第138条の4を参照）。現在、西宮市には38の審議会が設置されています（H19.7.1現在）。名称は、審議会、審査会、委員会などさまざまです。

また、要綱等に基づいて設置されている「審議会等に準ずるもの」も多く設置されています（この策定委員会もそうです）。以下では、このような法律・条例に基づかないものも含めて「審議会等」と呼ぶことにします。

審議会等は、市民生活に影響を及ぼす市の機関の政策等の立案にあたって、市長の諮問を受け審議や調査を行い、あるいは建議を行うなど、とても重要な役割を担っています。

(2) そのため、審議会等の委員構成や運営については、次のような原則を条例に定めます。

1) 市民の多様な意見を反映させるために

公募委員の導入あるいは拡大

審議会等の委員には、原則として、公募によって選考された市民を加えることとします。審議会等によっては、法律等でその構成が定められている場合や、審議会等における審議事項の性格などから、市民を委員に加えることが適切ではない場合があります。委員を公募することが適切ではない場合には、その理由が公表されるべきです。

委員選任の基準

審議会等における委員構成は、男女比、年齢構成、地域構成、他の審議会等との重複、在任期間が配慮されることとします。

男女比については、「西宮市男女共同参画プラン」(2007年3月)において目標数値が定められており、それに準拠することが適切です。

2) 透明かつ適正な委員の選任のために

審議会等の委員に関する情報の公表

委員を選考する基準を公表します。

- ・委員を公募する際の手続、選考の基準、選考の方法等は、規則で定めます。
 - ・団体からの推薦を受ける場合は、その団体に推薦を依頼する理由を公表します。
- 委員の氏名、選任の区分、所属等を公表します。

3) 透明で公正な審議を確保するために

審議会等における審議の透明性と公正さを高めるために、会議の公開や議事録の公開等について定めます。

会議の開催の予定等はあらかじめ公表します。

市民が審議会等を傍聴しやすくするために、会議を公開する審議会等の開催は、原則として2週間前までに公表します。

会議は、原則として、公開します。

審議会等の会議は、市民等のプライバシーに係わるとか行政執行上の支障等が認められるといった場合を除き、原則として公開で行われるべきです。

現在、西宮市においては、審議会等の会議を公開するかどうかの判断はそれぞれの審議会等に委ねられています。このような対応は望ましいとはいえません。統一的な基準にしたがって、統一された取扱いが行われるべきです。

どのようなケースが例外として非公開で行うかの判断基準は、情報公開条例に定める非開示事由を参考にして、規則で定めます。

会議の議事録の作成を義務づけ、公開します。

審議会等においてどのような議論がなされたか、会議録が作成されるべきです。

- (3) 西宮市においては、実務上、すでにかかなりの対応はなされています。例えば、法令や条例に基づく審議会等については、附属機関条例が、委員定数、選任区分、任期、在任期間、運営等について、規律しています。

それを受けて、「西宮市審議会設置・運営基準」が、法律・条例に根拠をもたないものも含め、定数、在任期間、兼職数、年齢制限、選任の基準、公募制等について、規律しています。(資料.2を参照)

また、実務上、会議の公開や会議録の公開なども行われています。

- (4) しかし、策定委員会は、基本的事項が(市の機関内部の基準ではなく)条例で定められるべきであり、規律される事項とその内容もさらに一歩すすめた厳しいものであるべきだと考えます。

【説明】

- (1) 策定委員会は、現行の審議会等の委員構成の現状、選任の基準、公募委員が加えられていない理由等について、逐一検討することができませんでした。市の機関において検討されるとともに、関係する情報を公表されることを期待します。
- (2) 委員選任のための基準を詳細化することは、策定委員会ではできませんでした。市の機関において、現行の審議会等の構成等を踏まえて、推進評価委員会(7.1 市民参画推進評価委員会を参照)の意見を聴いて、具体的な基準を作成してください。
- (3) 審議会等の委員構成や選考等については、「西宮市附属機関条例」および「西宮市審議会設置・運営基準」が定められ、それに基づいて運営されています(資料.2を参照)。しかし、それは、上記「基本的な考え方」で示したように、配慮すべき項目や基準の厳格性からみて、明らかに不十分です。

5．市民政策提案手続

5．1 市民政策提案手続

市の機関が発案した政策等に市民が意見を述べる仕組みに加え、市民から市の機関に対して政策等を提案することができる仕組みも必要です。

【基本的な考え方】

(1) 市民政策提案手続は、次のような考え方に基づいています。

- 1) 市民や地域社会のニーズが多様化・高度化しており、そのようなニーズや主張を顕在化させるためには、多様で豊富なルートを用意する必要があります。
- 2) そのためには、「市の機関が主導する政策立案に市民が参画するルート」とともに、「市民がイニシアチブをもって能動的・積極的に市の機関に対して働きかけるルート」を整備することが重要です。

(2) 市民から提案された政策等を検討し実施するかどうかの最終的な判断は、市の機関や市議会の総合的な判断に委ねられるべきです。

(3) しかし、市民に、「直ちに実施可能な政策」の提案までを求めることは難しいといわざるをえません。もちろん、政策の目的、内容、効果などが具体的で明確なものであることが望ましいと言えますが、市民には負担ともなります。

そこで、「政策の素案」ですが「市の機関としても真摯に検討に値するもの」かどうか、あるいは「市の機関と市民の協働の場で具体化していくものにふさわしい」かどうか、を判断する仕組みとして、市民政策提案手続を定めることが適切です。

そして、採択された提案は、市民参画手続も活用しながら、政策として具体化・精緻化していくこととします。また、実施可能な政策につくりあげていく過程は、推進評価委員会に報告することとします。

(4) 市民からの提案は、公開のプレゼンテーションで行い、第三者（推進評価委員会）の意見を踏まえて判断されるといった公開・透明・公平な手続により調査検討されることによって、提案者も含めた市民の理解も得られ、市の機関に対する信頼の向上も期待されます。

(5) 市民が市民政策提案手続を活用できるための環境整備も必要です。市の機関において、市民からの政策提案を受け付ける窓口を用意すべきです。窓口は、提案を受け付けるだけでなく、市民政策提案手続に関する市民からの相談に応じたり、関係する市の機関の部署を紹介するなど、市民が政策提案を行えるよう支援をする役割も担うべきです。

参考：「市民政策提案手続」と「市民の声」制度の違い

- (1) 西宮市においては、現在、「市民の声」という制度があります。「市民の声」には、市の機関に対する苦情や不満も含めて市民からのさまざまな意見や主張が寄せられています。
- (2) 「市民政策提案手続」と「市民の声」は、次のような点で、その仕組みが異なっています。
 - 1) 「市民政策提案手続」は、個別の苦情などは対象としません。あくまでも市の機関が行う政策を提案するものです。
 - 2) 「市民政策提案手続」は、公開・透明・公正な手続を経たうえで、市の機関として、その検討の結果を責任もって回答するものです。
- (3) 「市民の声」も、改善が必要です。寄せられた意見とそれに対する市の機関の回答を公開し、市民誰もが知ることができるようにすべきです。

【市民政策提案手続の仕組み】(P.21 のフロー図を参照)

(1) 提案提出のための要件

提案代表者が、市民 10 人以上の署名を添えて提案書を市長（窓口）に提出します。

(説明)

提案賛同者の要件については、策定委員会のなかでもさまざまな議論がありました。あまり厳しい要件を課すとせっかくの市民政策提案手続が活用されなくなってしまう。また、意見交換会では、提案された政策の内容こそが大切だとする意見もありました。しかし、あまりに少ない人数だと、乱発され、煩雑な手続になり、市政運営に支障が生じるおそれがあります。また個人的な利益のために濫用されるおそれもあります。そこで、上記のような人数の一定の賛同者が必要であることとしました。

(2) 提案の対象

市民政策提案手続の対象は市民参画手続を行うべき事項(4.1(1))と基本的に同様のものとしませんが、提案の内容に応じて緩やかに弾力的に対応されるべきです。

(説明)

市民からの政策提案ですから、提案の対象となる政策の範囲を厳しくすることは好ましいとはいえません。むしろ、提案として提出されたうえで、次の第一次審査において、「明らかに政策として検討するに値しない」ものは直ちに拒否することとするほうが適切です。

(3) 提案の審査

第一次審査

- 1) 提案された政策等は、その概要を公表するとともに、市長（担当課）において審査します。
- 2) 「市民政策提案手続の対象に該当しないもの」や「明らかに政策として検討するに値しないもの」と判断されるものは、直ちに、その理由を附して提案代表者に回答します。
- 3) その結果に不満がある場合は、提案代表者は不服申し立てができることとします。不服申し立てがあった場合は、市長（担当課）は、推進評価委員会の意見を聴いたうえで決定することとします。

(説明)

市民からは実にさまざまな提案が提出されることが予想されます。したがって、「明らかに」検討する必要がないと考えられるもの(例えば、たんなる苦情、個人的な利益を目的としたもの、あまりに漠然としたものなど)については、次のプレゼンテーションの実施や推進評価委員会の意見を聴くといった手続をとることなく、市長(担当課)において直ちに検討を打ち切る仕組みとすることが適切です。

第一次審査にあたっては、提案者が市長(担当課)に提案の趣旨や内容を説明する機会を持ったり、逆に、市長(担当課)から提案者に対して提案内容の説明を求めることができるものとします。

しかし、提案が拒否された場合には、不服を申し立てることができ、市長(担当課)の判断が妥当だったかどうか推進評価委員会の意見を聴いて再検討する仕組みを用意すべきです。

推進評価委員会への諮問

市長(担当課)において提案に対する調査・検討を開始するとともに、市長は、推進評価委員会に諮問して、その意見を求めることとします。

公開のプレゼンテーションの実施

提案者は、市長(担当課)及び推進評価委員会に対して、公開の場で提案の趣旨や内容についてプレゼンテーションを行います。

(説明)

提案者は、提案した政策の意図・趣旨やその内容について、市民も傍聴することができる公開の場でプレゼンテーションを行わなければなりません。それによって、広く市民の関心も惹きつけることができるようになります。プレゼンテーションには、市長(担当課)とともに推進評価委員会の委員も出席し、必要に応じて質疑等を行うことができることとします。

推進評価委員会の意見

推進評価委員会は、市長からの諮問を受け、推進評価委員会としての意見を市長に答申します。

(説明)

推進評価委員会は、提案者のプレゼンテーションに立ち会うほか、市長(担当課)からの説明や意見を聴取したうえで、推進評価委員会の意見を取りまとめます。

推進評価委員会は、案件に関して提案者や市長(担当課)に補足的な説明や意見を求めたり、資料等の提出を求めることができます。

審査検討の期間

審査検討のための期間は、原則として3ヶ月以内とします。

市長の決定

市長は、推進評価委員会の意見を尊重して、「市の機関として真摯に検討に値するもの」かどうか、「市の機関と市民の協働の場で具体化していくものにふさわしいもの」かどうかを判断し、採否の決定を行います。

- 1) 「検討する必要がない」あるいは「市の機関と市民が協働で具体化するにふさわしくない」と判断した場合には、その理由を附して提案代表者に回答します。

- 2) 「市の機関として真摯に検討に値する」あるいは「市の機関と市民の協働の場で具体化していくものにふさわしい」と判断した場合には、その旨を通知するとともに、実施可能な政策として具体化していくための検討作業に入ることが市長には義務づけられます。

結果の公表

市長は、提案の概要、検討結果（採択・不採択）、その理由を公表することとします。

（説明）

市民から提案された政策等の内容、検討結果、検討の経緯や不採択の理由等は公表され、さらにデータベース化しておくことが必要です。それによって、市民からどのような提案があってどのような理由で不採択になったのかを知ることができ、検討結果が妥当だったかどうか幅広く市民の目に触れることとなります。また、今後、市民が政策提案を行っていくにあたって有用な情報源としても活用できます。

（４） 採択後の政策立案の過程

市民政策提案として採択された提案は、その内容に応じて、次の２つの形の政策立案に取り組むことを市長に義務づけます。

- 1) 「市民と市の機関との協働で具体化していく仕組み」にのせて検討すべきだと判断した場合は、提案代表者（あるいはその他の市民も含めて）と協議しながら提案を具体化・精緻化すること。そのための検討体制を準備すること。
- 2) 「市の機関として真摯に検討に値する」と判断した場合は、「市の機関として責任をもって検討する手続」をとること。

（説明）

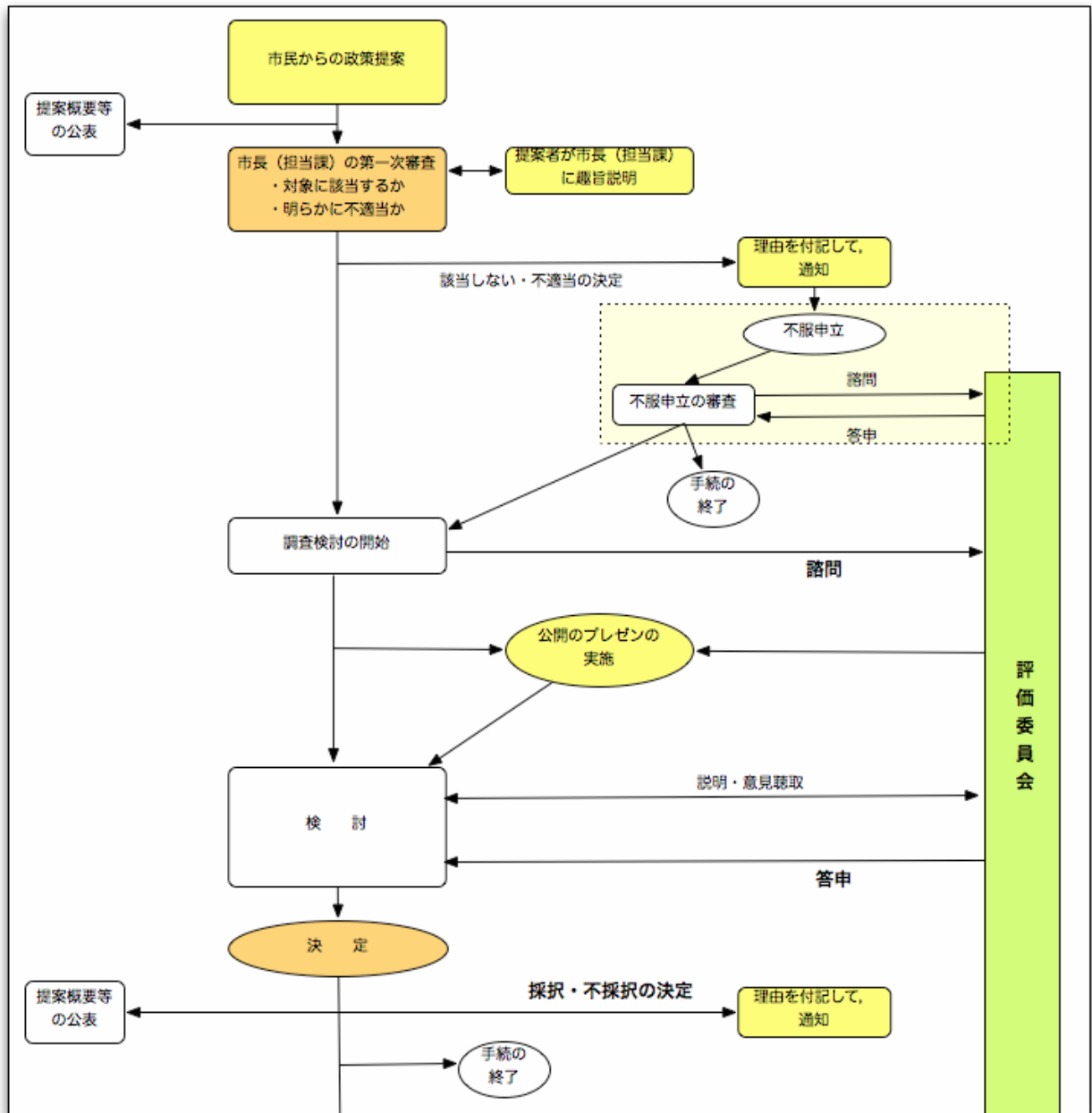
どのような検討体制で進めていくかは、推進評価委員会の意見を踏まえて、市長の判断に委ねられます。

提案を採択したからといって、必ずしもそれが実現することにはならない場合も出てきます。具体化に向けて検討するなかで、実施が難しいあるいは適切ではないといったことが明らかになり、中止されることもありえます。

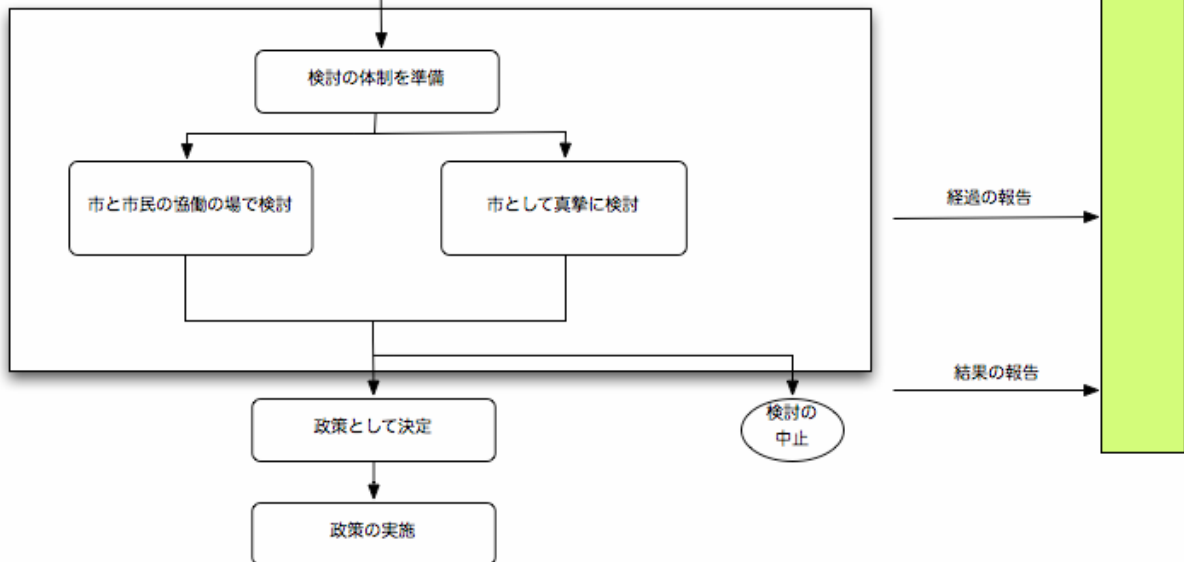
検討の経緯や検討した結果は、推進評価委員会に報告することとします。

政策を立案していくにあたっては、「市民参画手続の手法」を活用していくこととします。

市民政策提案手続



採択後の政策立案の過程



5.2 市の機関が市民から政策提案を公募する制度

市の機関から積極的に市民へ提案を求めていくことも大切です。特定の政策テーマについて、市の機関が広く市民から提案を募集する仕組みもあわせて導入すべきです。

制度の基本的な仕組みは(5.1)に準ずるものとします。

【制度の基本的な仕組み】

- (1) 市の機関は、募集する対象(政策テーマ、趣旨、目的など)、提出方法、提出期間等を公表して、政策提案を募集します。
- (2) 提出された政策提案は、市長(担当課)が審査のうえ、明らかに不適当なものを除いて、推進評価委員会の意見を求めることとします。
- (3) 市長(担当課)及び推進評価委員会は、必要に応じて、提案者に説明を求めることができます。
市の機関は、推進評価委員会に意見を述べることができ、推進評価委員会も、市の機関に提案に関する説明や意見を求めることができます。
- (4) 市長は、推進評価委員会の意見を尊重して、提案を採択するかどうかの決定を行います。
- (5) 提出された提案については、提案の概要、検討の結果等を公表します。

6．住民投票

住民投票は市民の意見を直接確認し、市政に反映させることができる市民参画の有効な手法です。

一定数の有権者等が住民投票を請求した場合は、必ず住民投票を実施しなければならない常設型の住民投票制度を設けるべきです（市長及び市議会に住民投票実施の請求権を認めるべきかについては検討課題です）

住民投票に付すべき事項、投票手続、投票資格及びその要件、その他住民投票の実施に関し必要な事項を別の条例で定めます。

住民投票の仕組みを次のとおり提案します。

(1) 住民投票を行う場合について

市政運営の重要事項について市民の総意を確認する必要があるとき

(2) 投票有資格者について

西宮市内に住民登録している者もしくは外国人登録をしている者

(3) 請求権について

住民投票を請求することができる投票有資格者数は、地方自治法の直接請求制度を勘案して10分の1以上とすべきです。

(4) 有効投票数について

有効投票数が投票有資格者の2分の1に満たない場合には住民投票は成立しません。

(5) 投票結果の扱いについて

市は住民投票の結果を最大限尊重することとします。

7．市民参画と協働を積極的に推進していくための仕組み

7．1 市民参画協働推進評価委員会

市民参画と協働が適切に推進されるように公募市民や学識経験者等で構成する市民参画協働推進評価委員会（以下「推進評価委員会」という）を設置します。

（１）組織

推進評価委員会は次のような構成とします。但し、公募による市民は定数の1/3以上とします。

- 公募による市民
- 市民公益活動団体を代表する者
- 学識経験者
- その他、市長が適当と認める者

（２）役割

推進評価委員会は次のような役割を担います。

- 推進計画及び年間予定表の作成にあたって意見を述べること。
- 年次報告を受けて、実施された市民参画手続を検証、評価し意見を述べること。
- 市民政策提案手続及び市民協働事業提案手続において意見を述べること。
- 条例の見直しにあたって意見を述べること。
- その他、市民参画と協働に関して意見を述べるができること。

7．2 推進計画等

（１）「推進計画」

市の機関は、市民参画と協働に関する目標を定め、施策や事業を計画的に進めていくために、複数年にわたる行動計画を策定します。

（２）「年次報告」

市の機関は、毎年度、市民参画と協働に関する市の機関の取り組み等を年次報告として公表することによって、市民が市民参画と協働の現状を把握することができるようにします。

（３）「年間予定表」

市の機関は、市民が参画しやすくするために、市の機関が市民参画手続を実施しなければいけない案件を一覧表にまとめて、年度はじめに予定表として公表します。

8．協働推進のための基盤づくり

8．1 市民協働事業提案制度

市民の多様な発意を受け入れることを可能にする一方で、透明性と公平性を確保するための仕組みとして、市の機関が特定の事業を指定して、個別に依頼するだけではなく、市民公益活動団体からの協働事業提案が可能となる制度を設けるべきです。

協働事業提案制度は、あくまでも実施可能な提案を求めるものであり、市の機関との適切な役割分担の中で提案者が責任を持って実施するものです。

【市民協働事業提案制度の仕組み】(P.26 のフロー図を参照)

(1) 対象となる事業

対象となる事業は、提案者と市の機関が協働して取り組むことによって、「市民満足度が高まる」、「市民サービスの質の向上が図れる」、「地域課題の解決が図れる」、「相乗効果が期待できる」というものを前提とします。

(2) 提案者の要件

提案者は次の要件を満たしているものとします。

組織の運営に関する規則、規約、会則等があり、会員名簿を備えていること

予算・決算を適正に行っていること

団体の責任者及び事業の連絡責任者が特定できること

事業の成果報告及び会計報告ができること

営利を目的にしていないこと

政治活動・宗教活動を目的とした団体でないこと

暴力団若しくは暴力団員の統制化にある団体でないこと

(3) 審査の手続

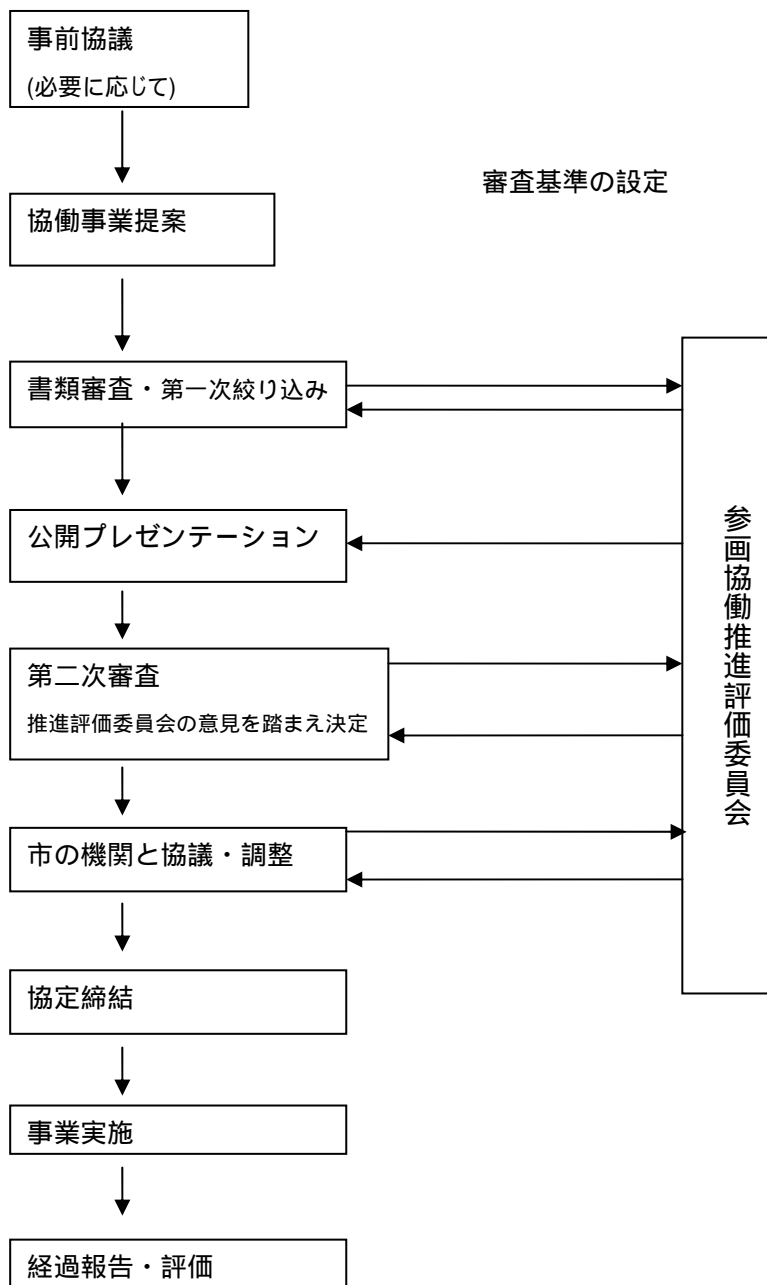
協働事業提案は、概ね以下の流れで審査します。

毎年度時期を決めて提案を募集します。提案は、対象事業に該当しているか、応募条件を満たしているか、明らかに制度の趣旨にそぐわない提案でないかを市の機関が第一次審査を行います。

次に、提案者は、公開の場で提案の趣旨や内容をプレゼンテーションしなければなりません。推進評価委員会は、書類及びプレゼンテーションの内容に基づき、あらかじめ公表している審査基準に従って審査します(第二次審査)。

第二次審査を通過した提案は、市の機関と協議・調整してお互いの役割分担や実施する事業の詳細を確定し、市の機関と提案者の間で協定書を締結します。

市民協働事業提案制度の流れ



8.2 協働のための環境整備

市民参画と協働を進めていくための環境整備として次のように提案します。

(1) 市の機関の体制や組織

1) 参画と協働担当部署の設置

この条例を着実に進めるためには、市民参画と協働を所管する部署を設置すべきです。現状では、例えば、コミュニティ活動の推進に関しては市民活動支援課、意見提出手続（パブリックコメント手続）に関しては政策推進グループ、審議会等の運営一般に関しては総務グループというように市民参画と協働に関する所管が市の機関の中で分かれています。

市民参画と協働を所管する部署は次の役割を担います。

この条例に基づく市民参画と協働の推進

市民参画と協働に関する市民に対する支援窓口

2) 市職員の地域担当者制度の検討

地域では様々な課題を抱えています。その課題を解決するには市民と市が協働して取り組んでいかなければいけないことが多くあります。そのため、他市ではいわゆる地域担当者制度を設けている例も見られるようになってきました。

今後、他市の状況等も含めて調査・検討されることを期待します。

(2) 市民公益活動の支援拠点の整備

1) 市民公益活動を伸展させていくために、次のような役割を担う支援拠点が必要です。

市民公益活動団体の運営や活動に関する相談及び支援を行う。

市民公益活動の実施情報を収集し発信する。

市民から市民公益活動に関する情報収集に努め、市の機関と連絡調整して参画協働の機会を拡大し創出する。

市民公益活動に参画する人材の募集及び育成、専門家の育成及び交流を行う。

市民公益活動に関する調査及び研究を行う。

市民公益活動のために、施設及び設備を利用に供する。

2) 支援拠点への「協働コーディネーター」の配置

支援拠点には、団体同士の連携や、団体と市民との連携などを行う「協働コーディネーター」が必要です。「協働コーディネーター」を配置することで、個々の活動がネットワーク化し、さらに活動が伸展していくと考えます。

(3) 市民公益活動を担う人材育成について

- 1) 市民公益活動を活発化していくためには新たな人材の発掘・育成やリーダーの育成も大切です。地域団体や各地域との意見交換会で、「後継者がいない」や「新しくメンバーになってくれる人がいない」といった意見が多く出されました。人材育成は、各団体や地域だけでは解決できない課題となっています。市の機関や支援拠点、様々な団体等が連携しながら取り組んでいかなければなりません。
- 2) コミュニティアドバイザーやコーディネーターといった専門能力を持った人材の育成も必要です。

9. コミュニティ活動の推進

地域にはすでに様々な団体があります。しかし、次のような課題があります。

- ・ 団体間の連携がうまくとれていない
- ・ 地域としての共有のビジョンが持っていない

地域で公益的な活動をしている団体が、それぞれの活動の中で抱えている問題を出し合い、意見交換を行い、情報や課題の共有を図り、連携した解決の方法を見出すための場（いわゆるラウンドテーブル）が必要です。

さらに、それを超えて共有できる地域の将来像（ビジョン）を創り上げていく場となることをめざすものです。

地域によっては、すでに小学校区単位で連合自治会や地域団体連絡協議会等がこのようなラウンドテーブルとして機能しているところもありますし、中学校区単位でつくられつつあるエココミュニティ会議が、そのような機能を持つようとしているところも出てきています。

しかし、そういう組織がそもそもないところもたくさんあります。また、そういう団体があっても、たんなる連絡に留まっているところもたくさんあります。

そこで、全ての地域にラウンドテーブルをつくっていかなければなりません。そしてこういうラウンドテーブルで地域のあらゆる団体や住民が共有できる将来像を創り上げていくべきです。

このようなラウンドテーブルが設置された場合には、市の機関も担当職員を設け、積極的に支援するとともに協働していくべきです。

10 . その他

(1) 自治基本条例等を検討する必要性

地方分権が進む中、本市においても、自治基本条例や議会基本条例を制定する必要があるのではないかと考えます。「市民参画と協働の推進に関する条例」に引き続き、そのような基本条例の制定を検討していくことが求められます。

(2) 条例の見直し

市民参画と協働に関する議論はまだまだ確定したものではなく、進化し続けています。したがって、条例及び条例に基づいて実施される市民参画協働の取り組みについては、5年ごとに見直しを行うものとしします。見直しにあたっては、市民参画協働推進評価委員会の意見を聞くとともに広く市民の意見を反映させるよう努めるものとしします。

「西宮市市民意見提出手続(パブリックコメント手続)実施要綱」及び考え方

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市における市民意見提出手続についての指針を定めることにより、市の市民への説明責任を果たし、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参画を促進することを目的とする。

<考え方>

意見提出手続は、次の2つの目的により実施するものです。

- (1) 市が市民への説明責任を果たすことにより、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図る。
- (2) 市民の市政への参画を促進する。

(定義)

第2条 この要綱において、「意見提出手続」とは、次の手続きの総称をいう。

- (1) 市が第3条第1項に規定する事項について意思決定を行おうとする際に、その案、趣旨、目的、概要等を広く市民等に公表する。
 - (2) 公表した案に対する市民等の意見(情報の提供を含む。以下同じ。)を募集する。
 - (3) 市民等から提出された意見を検討、考慮した上で、意思決定を行う。
 - (4) 市民等から提出された意見及びその意見に対する市の考え方を公表する。
- 2 この要綱において、「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び消防長をいう。
- 3 この要綱において、「市民等」とは、市内に在住、在勤又は在学すると否とを問わず、意見を提出する意思を有する個人又は団体のすべてをいう。

<考え方>

- 1 [第1項関係]今回導入する意見提出手続は、市の実施機関が市政の全体又は各分野において、まちづくりについての基本的な方針を定める計画等の策定や重要な改定を行う場合に、その最終意思決定をする前に案を公表して、市民等の意見を募集し、提出された意見を最終的な意思決定に反映させるものです。さらに、最終的な意思決定を行うに当たっては、提出された意見とその意見に対する市の考え方を明らかにし、公表します。
- 2 [第2項関係]意見提出手続は、実施機関ごとに責任をもって行うこととし、その実施機関には、市のほとんどの機関が含まれます。ただし、市議会については、市長の権限が及ばないことから、対象外としています。
- 3 [第3項関係]通常「市民等」という場合には、在住、在勤、在学等の条件を設けるのが一般的ですが、意見提出手続では、可能な限り広く意見をいただくことが望ましいので、事実上意見提出権者を限定していません。

(対象)

第3条 実施機関は、市政の全体又は各分野において、まちづくりについての基本的な方針を定める計画等の策定又は重要な改定を行おうとするときは、この要綱に基づき意見提出手続を実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該意思決定が次のいずれかに該当する場合は、意見提出手続を実施しないことができる。

- (1) 法令等に基づくものであって、市に裁量の余地がないもの
- (2) 迅速又は緊急を要するもの
- (3) 法令等により、公聴会の開催又は公告及び縦覧等の手続が定められ、市民等の意見を反映する機会が確保されているもの
- (4) 附属機関等の答申等に基づいて案を策定する場合であって、当該答申等に当たって、既に意見提出手続を行ったもの

<考え方>

この要綱に基づき意見提出手続を実施するかどうかの判断は、各実施機関が行います。ただし、その判断が適当であるかどうかについては、第8条に規定する「運用委員会」の監理の対象となります。

(案の公表)

第4条 実施機関は、前条第1項に規定する事項についての意思決定を行うまでの適切な時期に、その案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により案を公表するときは、次に掲げる資料を併せて公表するものとする。

- (1) 当該案の概要
- (2) 当該案を作成する趣旨、目的、背景及び根拠

3 前2項の規定による案及び資料（以下「案等」という。）の公表並びに意見提出手続を行う旨の周知は、次に掲げる方法により行うものとする。ただし、案等の内容が相当量に及ぶ場合には、次に掲げる全ての方法により案等の全体を公表することを要しない。この場合においては、案等の全体の入手方法等を明確にすることを要する。

- (1) 担当課窓口及び支所への備付け
- (2) 市政ニュースへの掲載
- (3) 市ホームページへの掲載

4 実施機関は、必要に応じ、前項に掲げる方法以外の方法も活用し、積極的に周知を図るものとする。

<考え方>

1 [第2項関係]案の公表にあたっては、可能な限り案を検討する際に必要な資料を併せて公表することとします。また、選択可能な複数の案がある場合には、それらの複数の案を提示します。

2 [第3項関係]案等の公表にあたっては、可能な限り多くの手段を用いることとしま

すが、あらゆる公表方法によって案等の全体の詳細を公表することが不可能な場合もあることから、そのような場合には、公表方法によっては、詳細な資料の入手方法等を明記した上で、概要の公表にとどめる場合があります。

(意見の募集)

第5条 実施機関は、前条の規定による案等の公表に併せ、市民等から意見を募集するものとする。

- 2 意見の募集期間は、原則として1か月以上とし、実施機関が意見の募集の際に明示する。
- 3 意見の提出は、書面によるものとし、その方法については、実施機関への持参、郵送、ファクシミリ、電子メール等の方法の中から、実施機関が意見の募集の際に明示する。この場合においては、持参の場合の提出場所、郵送、ファクシミリ、電子メール等の場合のあて先を併せて明示するものとする。
- 4 意見の提出に際しては、提出者の住所、氏名又は名称、連絡先（電話番号等）、提出者の属性（市内在勤等）等の明記を求めるものとし、明記すべき事項については、実施機関が意見の募集の際に明示する。

<考え方>

- 1 [第2項関係]意見の募集期間は、原則として1か月以上とします。
- 2 [第3項関係]意見の提出は、意見の内容及び趣旨を明確にするため、原則として書面によるものとします。ただし、書面による提出が不可能又は著しく困難であると認められる場合には、意見の内容及び趣旨の明確性を損なわない範囲内で、他の方法による意見の提出の機会を確保するよう努力します。
- 3 [第4項関係]意見の提出に際しては、その意見の所在を明確にするため、提出者の住所、氏名等の明記を求めるとともに、意見内容の確認の必要が生じた場合などのため、連絡先の明記を求めるとします。また、意見の統計的な把握を行うために、提出者の属性等の明記を求め場合もあります。
- 4 [第4項関係]意見を提出した市民等の氏名など、個人を特定することができる情報の公表を予定している場合には、第3項の規定に準じて、意見の募集の際に明示することとします。ただし、公表する旨の明示がある場合でも、氏名等の公表を希望しない場合には、意見の提出に際してその旨を付記していただくこととします。

(意見等の取扱い)

第6条 実施機関は、提出された意見を考慮して意思決定を行うものとする。

- 2 前項の規定により意思決定を行うときは、市民等から提出された意見及びその意見に対する市の考え方並びにその意見により案を修正する場合は、その修正内容を公表するものとする。ただし、提出された意見のうち、単なる賛否のみを表明するもの又は意見を求めている案件に関連のないものについては、実施機関の考え方を公表しないことができる。
- 3 前項の規定による公表は、原則として意思決定の時点までに行うものとする。
- 4 第2項の規定による公表に際しては、当該意見を適宜取りまとめ、論点等が明らかになるよう努めるものとする。

- 5 第2項の規定にかかわらず、提出された意見で、公にすることにより、個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、実施機関の判断により、その全部又は一部を公表しないことができる。
- 6 第2項の公表方法については、第4条第3項及び第4項の規定を準用する。

<考え方>

- 1 [第2項関係]公表の期間は、概ね6か月程度を目安とします。
- 2 [第2項関係]提出された意見が、単なる賛否の表明である場合は、的確な考え方を提示することが困難であり、また、案件に無関係な意見である場合は、案の策定に際して検討されるものではないため、考え方を公表しない場合があります。
- 3 [第4項関係]提出された意見については、その内容や趣旨を整理し、問題点が明らかになるような形で考え方を示します。したがって、提出された個々の意見に対し、個別に回答を行うものではありません。なお、意見の提出状況が明らかになるよう、同様の意見の提出件数を併せて公表することとします。

(一覧の公表)

第7条 市長は、意見提出手続を行っている案件の一覧を作成し、ホームページ等で公表するものとする。

2 前項の一覧には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 案件名
- (2) 案等の公表日及び意見募集期間
- (3) 公表資料の入手方法
- (4) 問い合わせ先

<考え方>

意見提出手続を行う際には、市政ニュース等で公表することとなりますが、併せてホームページ等で一覧を公表し、現在意見提出手続を行っている案件等の情報が得られるようにします。

(運用委員会)

第8条 意見提出手続の適正な運用を図るため、西宮市市民意見提出手続運用委員会（以下「運用委員会」という。）を置く。

- 2 運用委員会は、意見提出手続を監理するとともに、実施に関して必要な助言及び指導を行う。
- 3 運用委員会は、常任委員及び臨時委員をもって構成する。
- 4 運用委員会の常任委員は、総合企画局長、総務局長、企画総括室長、市長室長及び総務総括室長をもって充てる。
- 5 運用委員会の臨時委員は、意見提出手続を実施している案件を所管する局長及び部長をもって充て、当該所管案件を所掌する。
- 6 運用委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は総合企画局長を、副委員長は総務

局長をもって充てる。

- 7 実施機関は、第4条第1項の規定により案等を公表し、第5条第1項の規定により意見を募集し、及び第6条第2項の規定により提出された意見等を公表しようとするときは、その内容、方法等につき、運用委員会の意見を聴くものとする。

<考え方>

意見提出手続は、各実施機関の責任において行うものですが、市全体の意見提出手続が適正に運用されるためのチェック機関として、「西宮市市民意見提出手続運用委員会」を設置し、市全体の意見提出手続を監理するとともに、実施に関して必要な助言及び指導を行うこととします。

(制度の見直し)

第9条 この要綱は、必要に応じて見直しを行うものとする。

<考え方>

意見提出手続は、市民等からの意見や今後の運用状況等を勘案し、対象となる案件を拡大するなど、必要に応じて見直しを行います。

また、今後は案の策定過程への参画の手法を導入するなど、参加と協働によるまちづくりのための制度を順次整えていくこととします。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

西宮市審議会設置・運営基準

(趣旨)

1 この基準は、行政執行上の調停、審査、審議又は調査等を行う附属機関(以下「審議会」という。)の設置、運営等に関し必要な事項を定める。

(審議会の設置)

- 2 新たに審議会を設置する場合は、次の点に留意する。
- (1) 審議会の目的及び役割並びに既設の審議会の活用等について、十分に検討する。
 - (2) 可能な場合には、審議会の設置期間の終期を設定する。
 - (3) 委員の定数は、特別の事情がある場合を除き、20人以内とする。

(審議会の整理、統合)

- 3 既設の審議会に関しては、次の点に留意する。
- (1) 設置目的や審議内容が類似する場合は、統合に努める。
 - (2) 当初の設置目的を達成した審議会は、速やかに廃止する。

(委員の在任期間)

4 一の審議会において、委員が連続して長期に在任することがないように留意する。

(委員の兼職)

5 委員の複数の審議会への兼職は、2までとする。

(委員の年齢制限)

6 委員は、その在任中に満年齢75歳を超えないものとする。ただし、法令又は条例において特定の職を指定しているもの及び市議会議員はこの限りでない。

(委員の選任)

- 7 審議会の委員の選任については、次の点について留意して行うものとする。
- (1) 同一団体からの委員の選任については、一の審議会につき、原則として1人とする。
 - (2) 女性委員の選任を促進すること。
 - (3) できる限り幅広い年代層から選任すること。

(公募制について)

8 市政への市民参加と市民の意見をより一層反映させるため、委員の公募制を導入するものとする。ただし、条例等の規定により特定の職、有資格者に限られているもの等はこの限りではない。

(実施)

9 この基準の実施にあたり、必要な事項は、総務局長が定める。

(仮称)市民参画条例策定委員会 活動記録

年度	開催日	議 題
H18年度	6月24日	第1回(仮称)市民参画条例策定委員会 (仮称)市民参画条例策定委員会の運営方法等について
	7月22日	第2回(仮称)市民参画条例策定委員会 (仮称)市民参画条例策定委員会の運営方法等について
	7月31日	意見交換会 市民会議の今後の運営方法について
	8月1日	意見交換会 市民会議の今後の運営方法について
	8月4日	意見交換会 市民会議の今後の運営方法について
	8月5日	意見交換会 市民会議の今後の運営方法について
	8月26日	第3回(仮称)市民参画条例策定委員会 意見交換会内容発表及びパブリックコメント制度等について
	9月4日	第1回月曜日グループ会議 市民会議の今後の運営方法について及び運営委員選出
	9月5日	第1回火曜日グループ会議 市民会議の今後の運営方法について及び運営委員選出
	9月7日	第1回平日昼グループ会議 市民会議の今後の運営方法について及び運営委員選出
	9月9日	第1回土曜日グループ会議 市民会議の今後の運営方法について及び運営委員選出
	9月23日	第1回(仮称)市民参画条例運営委員会 市民会議の今後の運営方法について
	9月30日	第4回(仮称)市民参画条例策定委員会 市民参画の仕組みづくり及びエココミュニティ会議等について
	10月3日	第2回火曜日グループ会議 西宮市の現状や課題について
	10月5日	第2回平日昼グループ会議 西宮市の現状や課題について
	10月7日	第2回土曜日グループ会議 西宮市の現状や課題について
	10月9日	第2回月曜日グループ会議 西宮市の現状や課題について
	10月14日	第2回(仮称)市民参画条例運営委員会 市民会議の今後の運営方法について
	10月28日	第5回(仮称)市民参画条例策定委員会 具体的な市民参画手法及び地域福祉計画等について

(仮称)市民参画条例策定委員会 活動記録

年度	開催日	議 題
H18年度	11月4日	第3回土曜日グループ会議 西宮市の現状や課題について
	11月6日	第3回月曜日グループ会議 西宮市の現状や課題について
	11月7日	第3回火曜日グループ会議 西宮市の現状や課題について
	11月10日	第3回平日昼グループ会議 西宮市の現状や課題について
	11月11日	第3回(仮称)市民参画条例運営委員会 市民会議の今後の運営方法について
	11月25日	第6回(仮称)市民参画条例策定委員会 岸和田市自治基本条例等について
	12月4日	第4回月曜日グループ会議 西宮市の現状や課題について
	12月5日	第4回火曜日グループ会議 西宮市の現状や課題について
	12月7日	第4回平日昼グループ会議 西宮市の現状や課題について
	12月9日	第4回土曜日グループ会議 西宮市の現状や課題について
	12月16日	第7回(仮称)市民参画条例策定委員会 まちづくり協議会及び市民の声制度等について
	1月11日	第5回平日昼グループ会議 西宮市の現状や課題について
	1月13日	第5回土曜日グループ会議 西宮市の現状や課題について
	1月15日	第5回月曜日グループ会議 西宮市の現状や課題について
	1月16日	第5回火曜日グループ会議 西宮市の現状や課題について
	1月20日	第4回(仮称)市民参画条例運営委員会 市民会議の今後の運営方法について
	1月27日	第8回(仮称)市民参画条例策定委員会 各グループ発表及び論点整理について
	2月1日	第6回平日昼グループ会議 論点に基づき議論
	2月3日	第6回土曜日グループ会議 論点に基づき議論
	2月5日	第6回月曜日グループ会議 論点に基づき議論

(仮称)市民参画条例策定委員会 活動記録

年度	開催日	議 題
H18年度	2月6日	第6回火曜日グループ会議 論点に基づき議論
	2月10日	第5回(仮称)市民参画条例運営委員会 市民会議の今後の運営方法について
	2月24日	第9回(仮称)市民参画条例策定委員会 各グループ発表に基づき議論
	3月1日	第7回平日昼グループ会議 論点に基づき議論
	3月3日	第7回土曜日グループ会議 論点に基づき議論
	3月5日	第7回月曜日グループ会議 論点に基づき議論
	3月6日	第7回火曜日グループ会議 論点に基づき議論
	3月10日	第6回(仮称)市民参画条例運営委員会 市民会議の今後の運営方法について
	3月19日	第8回月曜日グループ会議 論点に基づき議論
	3月20日	第8回火曜日グループ会議 論点に基づき議論
	3月22日	第8回平日昼グループ会議 論点に基づき議論
	3月24日	第8回土曜日グループ会議 論点に基づき議論
	H19年度	4月2日
4月3日		第9回火曜日グループ会議 論点に基づき議論
4月4日		第9回平日昼グループ会議 論点に基づき議論
4月5日		第9回土曜日グループ会議 論点に基づき議論
4月14日		第7回(仮称)市民参画条例運営委員会 市民会議の今後の運営方法について
4月21日		第10回(仮称)市民参画条例策定委員会 各グループ発表に基づき議論
5月26日		第8回(仮称)市民参画条例運営委員会 「市民参画・協働のための条例づくりに向けて」(中間まとめ)の作成
6月2日		第9回(仮称)市民参画条例運営委員会 「市民参画・協働のための条例づくりに向けて」(中間まとめ)の作成

(仮称)市民参画条例策定委員会 活動記録

年度	開催日	議 題
H19年度	6月9日	第10回土曜日グループ会議 論点に基づき議論
	6月11日	第10回月曜日グループ会議 論点に基づき議論
	6月12日	第10回火曜日グループ会議 論点に基づき議論
	6月14日	第10回平日昼グループ会議 論点に基づき議論
	6月23日	第10回(仮称)市民参画条例運営委員会 市民会議の今後の運営方法について
	6月30日	第11回(仮称)市民参画条例策定委員会 各グループ発表に基づき議論
	7月2日	第11回月曜日グループ会議 論点に基づき議論
	7月3日	第11回火曜日グループ会議 論点に基づき議論
	7月5日	第11回平日昼グループ会議 論点に基づき議論
	7月7日	第11回土曜日グループ会議 論点に基づき議論
	7月19日	第11回(仮称)市民参画条例運営委員会 市民会議の今後の運営方法について
	7月21日	第12回(仮称)市民参画条例策定委員会 各グループ発表に基づき議論
	7月27日	意見交換会(地域団体)
	7月30日	意見交換会(NPO)
	8月11日	意見交換会(山口地域・塩瀬地域)
	8月18日	第12回(仮称)市民参画条例運営委員会 市民会議の今後の運営方法について
	8月22日	意見交換会(本庁北地域)
	8月30日	意見交換会(地域団体)
	9月1日	意見交換会(本庁南地域)
	9月2日	意見交換会(鳴尾地域)

(仮称)市民参画条例策定委員会 活動記録

年度	開催日	議 題
H19年度	9月6日	第12回平日昼グループ会議 最終提言に向けてのグループまとめ
	9月8日	第12回土曜日グループ会議 最終提言に向けてのグループまとめ
	9月10日	第12回月曜日グループ会議 最終提言に向けてのグループまとめ
	9月11日	第12回火曜日グループ会議 最終提言に向けてのグループまとめ
	9月15日	第13回(仮称)市民参画条例運営委員会 市民会議の今後の運営方法について
	9月22日	第13回土曜日グループ会議 最終提言に向けてのグループまとめ
	9月24日	第13回月曜日グループ会議 最終提言に向けてのグループまとめ
	9月25日	第13回火曜日グループ会議 最終提言に向けてのグループまとめ
	9月27日	第13回平日昼グループ会議 最終提言に向けてのグループまとめ
	9月29日	第14回土曜日グループ会議 最終提言に向けてのグループまとめ
	10月3日	第13回(仮称)市民参画条例策定委員会 各グループ発表に基づき議論
	10月5日	意見交換会(市職員)
	10月8日	第14回月曜日グループ会議 最終提言に向けてのグループまとめ
	10月11日	第14回平日昼グループ会議 最終提言に向けてのグループまとめ
	10月11日	第14回火曜日グループ会議 最終提言に向けてのグループまとめ
	10月13日	第14回(仮称)市民参画条例策定委員会 各グループ発表に基づき議論
	10月18日	意見交換会(市議会議員)
	10月19日	意見交換会(市議会議員)
	10月20日	第14回(仮称)市民参画条例運営委員会 『市民参画と協働の推進に関する条例』の策定に向けた提言(案)の作成
	10月24日	第15回(仮称)市民参画条例運営委員会 『市民参画と協働の推進に関する条例』の策定に向けた提言(案)の作成

(仮称)市民参画条例策定委員会 活動記録

年度	開催日	議 題
H19年度	10月27日	第16回(仮称)市民参画条例運営委員会 『市民参画と協働の推進に関する条例』の策定に向けた提言(案)の作成
	11月3日	第15回(仮称)市民参画条例策定委員会 『市民参画と協働の推進に関する条例』の策定に向けた提言(案)のまとめ
	11月10日	第16回(仮称)市民参画条例策定委員会 『市民参画と協働の推進に関する条例』の策定に向けた提言(案)のまとめ

(仮称)市民参画条例策定委員会 委員名簿

平成 19 年 11 月現在

氏 名	氏 名	氏 名
麻生 節子	安保 まりか	伊藤 憲治
入江 満昭	岩波 真理	上川 修
大西 研	小田 浩子	片山 松造
金子 譲二	黒木 順子	佐々木 恒夫
鈴木 誠吉	園部 紘子	土井 成三
永田 実	中野 敬偉子	橋本 正久
原田 純二	福岡 良治	古川 健造
前川 協子	松本 吉弘	森下 真
森田 英男	山本 清	米田 尚義
和田 勉		

(敬称略)

(仮称)市民参画条例策定委員会 アドバイザー名簿

(敬称略)

役職名	氏名	備考
同志社大学 政策学部 教授	山下 淳	
神戸大学大学院 法学研究科 教授	角松 生史	
甲南大学 法学部 助教授	久保 はるか	H18.6~H18.8
神戸学院大学 法学部 専任講師	黒坂 則子	H19.4~